

(証券コード 8236)
平成21年11月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目9番2号
丸 善 株 式 会 社
代表取締役社長 小 城 武 彦

臨時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には、第1号議案として「株式移転による完全親会社設立の件」を付議いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条に基づき種類株主として普通株主の皆様のご承認をいただく必要がありますため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年11月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年11月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

(臨時株主総会)

決議事項

- 第1号議案 株式移転による完全親会社設立の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

- 議 案 株式移転による完全親会社設立の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.maruzen.co.jp/top>)において修正後の事項を掲載させていただきます。

補 足

《普通株主様による種類株主総会の開催について》

会社法第322条第1項では、種類株式発行会社が、株式移転など一定の行為をする場合において、「ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない」と規定しております。

本臨時株主総会に付議いたします第1号議案「株式移転による完全親会社設立の件」は、株式移転に際して、当社の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に代わり、当該株式移転によって設立される株式移転設立完全親会社の普通株式を交付することとしているため、会社法の規定に基づき普通株主様による種類株主総会を開催してご審議を賜り、ご承認をいただくことをお願いするものであります。

【臨時株主総会】

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転による完全親会社設立の件

1. 株式移転を行う理由

平成20年の書籍・雑誌を合わせた出版物販売額は前年比3.2%減の2兆177億円と4年連続で前年割れという厳しい状況が続き、また新刊本の返本率が40%台で高止まりするなど、出版流通業界のさまざまな課題に対する解決への取り組みが求められています。

そのようななか、当社、大日本印刷株式会社（以下「DNP」）、株式会社図書館流通センター（以下「TRC」）及び株式会社ジュンク堂書店（以下「ジュンク堂」）の4社は、ともに進める教育・出版流通事業において、相互に連携を図りながら、業界全体の課題解決に積極的に取り組み、業界の活性化をリードしていくことに取り組んでまいりました。

そして、この取り組みを推進するためには、TRCが持つIT、物流システム、販売手法に関する高度なノウハウと、当社が持つブランド力、顧客基盤や店舗事業・出版事業などでの多面に亘る「知」とのかかわりを同一の経営体制のもとで共有・融合して発展させることがより有効であるとの判断に至りました。これらによる業績の向上とさらなる日本の知の発展への貢献を目的として、各社の協力関係をさらに強化し、教育・出版流通事業をより強力に推進するための基盤として、当社及びTRCが株式移転の方法で共同持株会社を設立することといたしました。

本議案は、以上の目的のため、当社とTRCが共同して作成した平成21年9月29日付株式移転計画に基づき実施する株式移転（以下「本株式移転」）により、完全親会社「CHIグループ株式会社」を設立し、当社及びTRCがその完全子会社になることにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

丸善株式会社（以下「丸善」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「TRC」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、丸善及びTRCは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日において、丸善及びTRCの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

- 1 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「CHIグループ株式会社」とし、英文では「CHI Group Co., Ltd.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区市谷左内町31番地2とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、2億4,000万株とする。
- 2 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 設立時取締役 | 石井 昭
西村 達也
小城 武彦
小澤 嘉謹
土方 裕之
松尾 英介 |
| (2) 設立時監査役 | 栗林 忠道（社外監査役）
古谷 滋海（社外監査役）
峯村 隆二（社外監査役）
橋本 博文（社外監査役） |
| (3) 設立時会計監査人 | 明治監査法人 |

第4条（新会社が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が丸善及びT R Cの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の丸善の普通株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式の株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式の株主、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式の株主、及び基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株式の株主、並びに基準時のT R Cの株主名簿に記載又は記録されたT R Cの普通株主に対し、それぞれその所有する株式に代わり、以下の各号に記載した数の合計数と同数の新会社の普通株式を交付する。
- (1) 丸善が基準時時点で発行している普通株式数に0.1を乗じて得た数
 - (2) 丸善が基準時時点で発行している第1回A種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (3) 丸善が基準時時点で発行している第1回B種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (4) 丸善が基準時時点で発行している第1回C種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (5) 丸善が基準時時点で発行している第1回D種優先株式数に145を乗じて得た数
 - (6) T R Cが基準時時点で発行している普通株式数に67.8を乗じて得た数
- 2 (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の普通株主に対し、その所有する丸善の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.1株をもって割当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式の株主に対し、その所有する第1回A種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。

- (3) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式の株主に対し、その所有する第1回B種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
- (4) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式の株主に対し、その所有する第1回C種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
- (5) 新会社は、本株式移転に際して、基準時の丸善の株主名簿に記載又は記録された第1回D種優先株式の株主に対し、その所有する第1回D種優先株式1株につき、新会社の普通株式145株をもって割当てる。
- (6) 新会社は、本株式移転に際して、基準時のTRCの株主名簿に記載又は記録されたTRCの普通株主に対し、その所有するTRCの普通株式1株につき、新会社の普通株式67.8株をもって割当てる。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
30億円
- (2) 資本準備金の額
30億円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成22年2月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上その他の事由により必要な場合は、丸善及びTRCは協議の上、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

- 1 丸善は、平成21年11月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、丸善は、平成21年11月25日までに、丸善の普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主による種類株主総会、及び第1回D種優先株式の株主による種類株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 T R Cは、平成21年11月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式移転の手続進行上その他の事由により必要な場合は、丸善及びT R C協議の上、前二項に定める本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるための株主総会開催日を変更することができる。

第8条（新会社の株式上場）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（新会社の株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、中央三井信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

丸善及びT R Cは、本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日までの間、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第11条（善管注意義務）

- 1 丸善及びT R Cは、本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の範囲内で自らの業務の執行及び財産の管理運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為（株主総会決議又は取締役会決議に基づく自己株式の取得を含むが、これらに限られない。）については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、予め丸善及びT R Cが協議し合意の上、これを行う。
- 2 前項の規定に拘わらず、丸善及びT R Cは、法令等に従い、それぞれが保有する自己株式を消却することができる。

第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、丸善又はTRCのいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態（第8条に定めるとおり新会社の成立の日において新会社の発行する普通株式の東京証券取引所へ上場することが困難となることを含む）が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、丸善及びTRCは協議し合意の上、本株式移転計画の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第13条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める丸善又はTRCの株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合、前条に基づき本株式移転計画が中止された場合又は平成22年2月28日までに新会社の設立の登記申請が受理されなかった場合には、その効力を失うものとする。

第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、丸善及びTRCが別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、丸善及びTRCそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年9月29日

（丸善） 東京都中央区日本橋三丁目9番2号
丸善株式会社
代表取締役社長 小城 武彦 ㊟

（TRC） 東京都文京区大塚三丁目4番7号
株式会社図書館流通センター
代表取締役会長 石井 昭 ㊟

別紙

CHI グループ株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、CHI グループ株式会社と称し、英文ではCHI Group Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 百貨の陳列販売業
- 2 書籍及び雑誌並びにビデオソフト、コンパクトディスク、DVD等の視聴覚資料の販売
- 3 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売
- 4 計量器、測量器械、測定器械器具、医療機器類等の販売業
- 5 煙草、医薬品、酒類等の販売業
- 6 図書、雑誌の出版業
- 7 学術情報その他情報提供サービス業及び情報処理サービス業
- 8 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、事務用家具、事務用スチール用品、調度品、什器、文房具、万年筆の製造販売業
- 9 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の設置工事、並びに建築工事の設計、監理及び請負業
- 10 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の動産の賃貸業
- 11 コンピュータ周辺機器、コンピュータソフトウェア、ビデオソフト及びコンパクトディスクの販売並びにレンタルリース
- 12 コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸及び管理
- 13 コンピュータソフトウェアの企画、開発及びその受託
- 14 化粧品、工業薬品の製造販売業
- 15 写真業、飲食営業、古物売買業
- 16 前記各号に掲げる商品の輸出入業及び卸売業
- 17 書籍の分類・整理並びに加工

- 18 不動産の売買、賃貸及び仲介業、並びに倉庫業
 - 19 文化催事、教育催事、学会会議の企画及び運営並びにスポーツ施設の経営
 - 20 有価証券の保有、運用、売買及びクレジット取扱いに関する業務
 - 21 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
 - 22 通信教育、学校教育事業、図書館の設計・運営管理・システムに関する経営コンサルティング業務
 - 23 コンピュータ、その周辺機器、関連機器及びそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供並びにコンサルティング業務
 - 24 書籍、雑誌その他印刷物の輸出、輸入及び販売並びにコンピュータソフトウェアの販売に関するコンサルティング業務
 - 25 インターネットを利用した情報提供及び物品販売並びにこれらに関する技術のコンサルティング業務
 - 26 図書館業務の請負及び図書館等の教育施設の運営代行並びに管理業務
 - 27 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理
 - 28 模擬学力試験の企画、立案、実施の受託業務
 - 29 労働者派遣事業
 - 30 広告代理店業及び広告の仲介
 - 31 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業、及び前項に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は2億4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主権行使の手続その他当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規則」による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規則」による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 剰余金の配当には利息を付さないものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第36条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から翌年 1 月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第 2 条 第26条及び第34条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役及び監査役の報酬等の額はそれぞれ次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 取締役 | 月額3,000万円以内 |
| (2) 監査役 | 月額1,000万円以内 |

(附則の削除)

第 3 条 当附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除されるものとする。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

(1) 当社及びT R Cは、本株式移転による株式移転設立完全親会社である「C H I グループ株式会社」の設立に際し、同社の株式移転完全子会社となる当社及びT R Cのそれぞれの株主様に対し交付する「C H I グループ株式会社」の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」）を以下のとおり、決定いたしました。

ア. 株式移転比率

当社の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式、並びにT R Cの普通株式のそれぞれ1株に対して以下のとおり「C H I グループ株式会社」の普通株式を割当て交付いたします（なお、本株式移転により、当社又はT R Cの株主様に交付しなければならない「C H I グループ株式会社」の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主様に対し、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。）。

当社の普通株式1株	「C H I グループ株式会社」の普通株式0.1株
当社の第1回A種優先株式1株	「C H I グループ株式会社」の普通株式145.0株
当社の第1回B種優先株式1株	「C H I グループ株式会社」の普通株式145.0株
当社の第1回C種優先株式1株	「C H I グループ株式会社」の普通株式145.0株
当社の第1回D種優先株式1株	「C H I グループ株式会社」の普通株式145.0株
T R Cの普通株式1株	「C H I グループ株式会社」の普通株式67.8株

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、当社及びT R Cの両社で協議の上、変更することがあります。

当社の普通株式1株に対して、「C H I グループ株式会社」の普通株式0.1株を割当て交付いたしますが、現在の当社の普通株式の単元株式数1,000株に対して、「C H I グループ株式会社」の普通株式の単元株式数を東京証券取引所の規定に従って100株といたしますので、当社の普通株主様の保有する議決権の個数は本株式移転の前後において変わるものではありません。

また、当社及びT R Cは、「C H I グループ株式会社」の今後の資本政策等を考慮し、両社協議の上、当社の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式、並びにT R Cの普通株式に対しては、いずれも「C H I グループ株式会社」の普通株式を割当て交付することといたしました。

なお、平成21年7月末日時点における当社の発行済株式総数（普通株式176,403,360株、第1回A種優先株式11,120株、第1回B種優先株式11,120株、第1回C種優先株式11,120株及び第1回D種優先株式11,120株）、及びT R Cの

発行済株式総数（532,101株）を前提とする場合、「C H I グループ株式会社」が発行する新株式数は、普通株式60,128,687株となる予定であります。

ただし、当社及びT R Cは、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が平成21年7月末日時点で保有する自己株式である当社の普通株式376,958株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に「C H I グループ株式会社」が交付する新株式数は変動することがあります。

イ．株式移転比率の算定根拠等

(a) 算定の基礎

当社及びT R Cは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）を、T R Cは株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）を、本株式移転を含む経営統合のファイナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

三井住友銀行は、当社については市場株価が存在していることから市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」）により、T R Cについては類似会社比準法及びD C F法により株式移転比率を算定しました。なお、当社については、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の各要項等（当社の定款の定めによる優先配当額、普通株式への転換権の発生時期、金銭による取得請求権等）を参考に、普通株式と第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の株式移転比率を算定しました。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、当社の普通株式0.1株に対する、当社の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式並びにT R Cの普通株式の算定レンジを記載したものです。）。

	算定手法	当社 第1回A種 優先株式	当社 第1回B種 優先株式	当社 第1回C種 優先株式	当社 第1回D種 優先株式	T R C 普通株式
株式移転比率	D C F法	58.5～ 155.2	58.5～ 155.2	58.5～ 155.2	58.5～ 155.2	33.5～ 110.1
	市場株価法/ 類似会社比準法	168.8～ 317.4	168.8～ 317.4	168.8～ 317.4	168.8～ 317.4	36.5～ 81.2

なお、市場株価法については平成21年9月18日を基準日として基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三井住友銀行は、株式移転比率の算定に際して、当社及びTRCの両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の事業計画については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三井住友銀行の株式移転比率の算定は、平成21年9月18日現在までの情報及び経済条件等を反映したものであります。

みずほ銀行は、上場会社である当社については市場株価が存在していることから市場株価法及びDCF法により、非上場会社であるTRCについては類似会社比較法及びDCF法により株式移転比率を算定しました。なお、当社については、市場株価法及びDCF法により算定された株式価値総額（普通株式並びに第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式の合計）、定款の定めによる第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に係る諸条件（残余財産分配、普通株式への転換請求及び強制転換等に関する条項等）及びマーケットデータに基づき、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社がオプション評価モデルを使用して、普通株式の価値と優先株式の価値の対応関係を分析した結果を参考とし、市場株価法においては算定した普通株式の価値をもとに優先株式の価値を算定し、DCF法においては算定した株式価値を普通株式価値と優先株式価値に配分し、これらの分析結果を総合的に勘案し、普通株式並びに第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式に係る株式移転比率を算定しました。

各手法に基づく算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率のレンジは、当社の普通株式0.1株に対する、当社の第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式及び第1回D種優先株式並びにTRCの普通株式の算定レンジを記載したものです。）。

	算定手法	当社 第1回A種 優先株式	当社 第1回B種 優先株式	当社 第1回C種 優先株式	当社 第1回D種 優先株式	TRC 普通株式
株式移転比 率	DCF法	160.3～ 246.9	160.3～ 246.9	160.3～ 246.9	160.3～ 246.9	123.4～ 157.7
	市場株価法/ 類似会社比較法	139.7～ 154.8	139.7～ 154.8	139.7～ 154.8	139.7～ 154.8	43.3～ 63.0

なお、市場株価法については平成21年9月18日を基準日として基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

みずほ銀行は、株式移転比率の算定に際して、当社及びTRCの両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の事業計画については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と協議・判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ銀行による株式移転比率の算定は、平成21年9月18日現在までの上記情報等を反映したものであります。

(b) 算定の経緯

上記記載のとおり、当社は三井住友銀行に、TRCはみずほ銀行に、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による各算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成21年9月29日付けにて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの合意に至りました。

なお、当社は、平成21年9月29日までの間、本株式移転における株式移転比率の前提となった諸条件に重大な変更がない旨を確認しております。

(c) 算定機関との関係

算定機関である三井住友銀行及びみずほ銀行は、いずれも当社及びTRCの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ウ. 公正性を担保するための措置

本株式移転は、当事会社である当社及びT R CがいずれもD N Pを親会社とする兄弟会社間の株式移転であり、双方にとって相手方が親会社の子会社であることから、公正性を担保する必要があると判断しました。そのため、当社は、本株式移転の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関である三井住友銀行を選定し、前項に記載のとおり本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく移転比率の算定に関する算定書を取得しております。また、T R Cは、本株式移転の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関であるみずほ銀行を選定し、前項に記載のとおり本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく移転比率の算定に関する算定書を取得しております。

エ. 利益相反を回避するための措置

本株式移転は、当事会社である当社及びT R CがいずれもD N Pを親会社とする兄弟会社間の株式移転であり、当社及びT R Cのそれぞれの少数株主様とD N Pとの間の利益相反を回避する必要があると判断しました。この利益相反回避の観点から、当社及びT R Cのそれぞれの取締役会における本株式移転の承認決定にあたって、D N P出身の両社の取締役は特別利害関係人としていずれもその決議に参加しておりません。

(2) 当社及びT R Cは、本株式移転による「C H I グループ株式会社」の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり、決定いたしました。

ア. 「C H I グループ株式会社」の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- (a) 資本金の額 30億円
- (b) 資本準備金の額 30億円
- (c) 利益準備金の額 0円

イ. 前記の「C H I グループ株式会社」の資本金及び準備金の額は、設立後の「C H I グループ株式会社」の資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社とT R Cとの間で協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

4. T R Cについての事項

(1) 最終事業年度（平成21年3月期）に係る計算書類等の内容

T R Cの平成21年3月期における計算書類等の内容は、28頁から38頁までに記載のとおりであります。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ジュンク堂及びDNPとの業務提携

当社は、平成21年9月29日開催の取締役会において、ジュンク堂及びDNPとの間で、業務提携（以下「本業務提携」）を行うことを決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました。

本業務提携の目的及び内容は以下のとおりです。

業務提携の目的	<p>当社、ジュンク堂及びDNPは、書籍販売市場の活性化を目的として、それぞれが保有する店舗運営力、店舗開発力、システム・ITに関するノウハウ、物流機能、ブランド力、技術力などの経営ノウハウを共有化し、また、当社、ジュンク堂及びDNP協働で新規サービス等の新業態、新企画の開発を行う等の協業体制を構築することによって、相互の発展に寄与するべく、業務提携契約を締結いたしました。</p>
業務提携の内容	<p>ア. 店舗事業領域</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 人材交流及び共同研修等を通じた店舗運営ノウハウの共有 (b) 洋書、文具、専門書等に関する商品調達力等の当社及びジュンク堂各自の強みの、相互店舗への応用・展開 (c) 顧客注文に対する商品の相互融通 (d) POSシステムの統合 (e) 共同催事の開催 <p>イ. 教育・学術事業領域</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 店舗在庫を活用した外商顧客の相互店舗利用のスキーム化 <p>ウ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 共用カードの開発 (b) システム開発の一本化、共同化 (c) 相互の子会社との取引推進その他連携強化 (d) 在庫棚卸業務の共同化 (e) その他

6. 「CHIグループ株式会社」の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

「CHIグループ株式会社」の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	(1)所有する当社の株式の 種類及び数 (2)所有するTRCの株式数 (3)割り当てられる「CHI グループ株式会社」の 株式数
石井 昭 (昭和8年8月7日生)	昭和36年12月 株式会社学校図書サービス(現・株式会社図書館流通センター)設立、代表取締役社長就任 昭和54年4月 株式会社リブリオ出版代表取締役社長(現任) 昭和54年12月 株式会社図書館流通センター代表取締役専務 平成5年7月 同社代表取締役社長 平成12年6月 同社代表取締役社長退任 平成15年2月 同社取締役 平成15年4月 同社代表取締役会長(現任)	(1) — (2) 40,729株 (3) 2,761,426株
西村 達也 (昭和23年11月29日生)	昭和46年3月 大日本印刷株式会社入社 平成13年4月 同社東北事業部長 平成13年6月 同社取締役東北事業部長 平成17年6月 同社常務取締役市谷事業部長、東北地区担当 平成20年5月 同社常務取締役IP S事業部担当 平成21年6月 同社常務役員教育・出版流通ソリューション本部担当(現任)	(1) — (2) — (3) —
小城 武彦 (昭和36年8月8日生)	昭和59年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 平成12年5月 株式会社ツタヤオンライン代表取締役社長 平成14年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社代表取締役常務 平成16年7月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター 平成16年11月 カネボウ株式会社代表執行役社長 平成19年1月 当社顧問 平成19年4月 当社代表取締役社長 平成19年4月 Maruzen International Co.,Ltd.代表取締役社長(現任) 平成19年8月 当社代表取締役社長店舗事業部長 平成20年8月 当社代表取締役社長 平成21年2月 当社代表取締役社長教育・学術事業本部長(現任)	(1)普通株式 189,423株 (2) — (3) 18,942株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	(1)所有する当社の株式の 種類及び数 (2)所有するTRCの株式数 (3)割り当てられる「CHI グループ株式会社」の 株式数
小澤嘉謹 (昭和15年10月17日生)	昭和37年4月 株式会社学校図書サービス(現・株式会社図書館流通センター)入社 昭和38年2月 同社取締役 昭和47年12月 同社代表取締役専務 平成3年9月 株式会社図書館流通センター取締役 平成5年7月 同社専務取締役 平成12年6月 同社代表取締役会長 平成14年5月 桑名メディアライヴ株式会社代表取締役社長(現任) 平成15年4月 株式会社図書館流通センター代表取締役会長辞任 平成16年6月 同社代表取締役(現任)	(1) — (2) — (3) —
土方裕之 (昭和30年12月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社取締役兼上席執行役員社長室長兼CFT推進室長 平成19年4月 当社取締役経営企画本部長 平成20年4月 当社常務取締役経営企画本部長 平成21年2月 当社常務取締役経営企画本部長兼教育・学術事業本部商品センター管掌 平成21年6月 ブックオフコーポレーション株式会社取締役(現任) 平成21年8月 当社常務取締役経営企画本部長兼教育・学術事業本部学術情報ソリューション事業部商品センター管掌(現任)	(1) 普通株式 17,008株 (2) — (3) 1,700株
松尾英介 (昭和28年7月30日生)	昭和51年4月 大日本印刷株式会社入社 平成4年12月 同社市谷事業部企画管理部長 平成8年12月 同社包装事業部企画管理部長 平成11年4月 同社管理部 平成17年7月 同社事業企画推進室長 平成20年4月 当社常務取締役管理本部長兼教育・学術事業本部副事業本部長(現任)	(1) 普通株式 6,043株 (2) — (3) 604株

- (注) 1. 石井 昭氏は株式会社リブリオ出版の代表取締役社長であり、TRCは同社に対して資金の貸付を行っております。
2. TRCは小澤嘉謹氏に対し、資金の貸付を行っております。
3. 1.及び2.のほか各取締役候補者と当社及びTRCとの間で特別の利害関係はなく、また、「CHIグループ株式会社」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

7. 「CHIグループ株式会社」の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項

「CHIグループ株式会社」の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	(1)所有する当社の株式の 種類及び数 (2)所有するTRCの株式数 (3)割り当てられる「CHI グループ株式会社」の 株式数
栗林 忠道 (昭和18年11月8日生)	昭和43年3月 大日本印刷株式会社入社 平成6年6月 同社経理本部経理第2部長 平成6年12月 大日本印刷アカウンティングシステム株式会社取締役 平成10年6月 大日本印刷株式会社監査部 平成13年2月 北海道コカ・コーラボトリング株式会社顧問 平成13年3月 同社取締役経理部長 平成18年3月 株式会社DNPアカウンティングサービス取締役 平成20年5月 同社顧問 平成20年6月 株式会社図書館流通センター監査役(現任)	(1) — (2) — (3) —
古谷 滋海 (昭和25年9月10日生)	昭和48年4月 大日本印刷株式会社入社 平成14年6月 株式会社DNPオフセット社長 平成16年4月 大日本印刷株式会社関連事業部長 平成16年10月 同社管理部長 平成18年6月 同社役員(コーポレート・オフィサー)管理部長 平成19年5月 同社役員(コーポレート・オフィサー)管理部長兼関連事業部担当 平成20年4月 当社取締役(現任) 平成21年5月 大日本印刷株式会社役員管理部長兼関連事業部担当(現任)	(1) — (2) — (3) —
峯村 隆二 (昭和27年8月22日生)	昭和55年4月 大日本印刷株式会社入社 平成13年12月 同社法務部長 平成19年6月 同社役員(コーポレート・オフィサー)法務部長 平成21年5月 同社役員法務部長(現任)	(1) — (2) — (3) —

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	(1)所有する当社の株式の 種類及び数 (2)所有するTRCの株式数 (3)割り当てられる「CHI グループ株式会社」の 株式数
橋本博文 (昭和32年7月8日生)	昭和56年4月 大日本印刷株式会社入社 平成9年1月 PT DNP Indonesia 平成13年6月 大日本印刷株式会社関連事業部 平成14年4月 同社商印事業部企画管理部長 平成18年4月 同社D A C本部長 平成19年4月 同社商印事業部D A C事業推進本 部長 平成19年10月 同社商印事業部ソリューションサ ポート本部副本部長 平成20年4月 同社事業企画推進室副室長(現任) 平成20年6月 株式会社図書館流通センター取締 役(現任)	(1) — (2) — (3) —

- (注) 1. 各監査役候補者と当社及びTRCとの間で特別の利害関係はなく、また、「CHIグループ株式会社」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 栗林忠道氏、古谷滋海氏、峯村隆二氏及び橋本博文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 栗林忠道氏につきましては、経理・会計・税務業務での幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを活かして「CHIグループ株式会社」の社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、社外監査役候補者としております。
4. 古谷滋海氏につきましては、業績管理面での幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを活かして「CHIグループ株式会社」の社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、社外監査役候補者としております。
5. 峯村隆二氏につきましては、企業法務に関して幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを活かして「CHIグループ株式会社」の社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、社外監査役候補者としております。
6. 橋本博文氏につきましては、様々な事業における営業面及び営業管理面での幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを活かして「CHIグループ株式会社」の社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、社外監査役候補者としております。
7. 「CHIグループ株式会社」は、各社外監査役との間において、責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とします。
8. 古谷滋海氏は、「CHIグループ株式会社」の成立の日の前日をもって当社の取締役(社外)を辞任する予定です。
9. 橋本博文氏は、「CHIグループ株式会社」の成立の日の前日をもってTRCの取締役を辞任する予定です。

8. 「CHIグループ株式会社」の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

「CHIグループ株式会社」の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	明治監査法人																				
主たる事務所の所在場所	東京都中央区日本橋二丁目1番21号 第二東洋ビル																				
概要 (平成21年10月16日現在)	<p>人員</p> <table> <tr> <td>代表社員</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>国家試験合格者等</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>3名</td> </tr> </table> <p>出資金 42.5百万円</p> <p>被監査会社数</p> <table> <tr> <td>金融商品取引法・会社法監査</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>会社法監査</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>その他の法定監査</td> <td>8社</td> </tr> <tr> <td>その他の任意監査</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35社</td> </tr> </table>	代表社員	9名	社員	5名	公認会計士	12名	国家試験合格者等	3名	職員	3名	金融商品取引法・会社法監査	10社	会社法監査	12社	その他の法定監査	8社	その他の任意監査	5社	合計	35社
代表社員	9名																				
社員	5名																				
公認会計士	12名																				
国家試験合格者等	3名																				
職員	3名																				
金融商品取引法・会社法監査	10社																				
会社法監査	12社																				
その他の法定監査	8社																				
その他の任意監査	5社																				
合計	35社																				
沿革	昭和57年8月17日(設立登記)、公認会計士堀江・森田協同監査事務所と塚原・工藤公認会計士事務所が合併、財務書類の監査又は証明を目的として設立され、現在に至る。																				

(株式会社図書館流通センターの最終事業年度(平成21年3月期)における計算書類等)

第30期事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

当期のわが国経済は、前半は比較的順調に推移したものの、昨年9月の米国リーマン・ブラザーズの経営破たんを契機に、下半期は急激で世界規模の景気減速が大きく影響し、自動車、電機、空運、石油など日本を代表する上場企業が相次いで赤字に転落した1年でした。財政悪化に苦しむ地方自治体にとっても、地方財政がさらに厳しく悪化することを予測し、新しい図書館の建設延期やとりやめなど当社にとって大きなマイナス要因となりました。図書資料予算は、平成15年以来減少が続いており、当期も前期を上回ることはありませんでした。

また、行政改革の進行とともに偽装請負やワーキングプアといった雇用と求職のミスマッチが問題化し、「指定管理者制度」を疑問視する衆参両院文部科学委員会での「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」により図書館の指定管理者案件を先送りする自治体もありました。しかしながら、このような百年に一度と言われるような大不況のなかで、図書館への市民の関心度は高くなり、来館者、貸出冊数とも増加傾向にあり、「指定管理者制度」は依然として地方自治体に浸透しつつあり、当社との新規取引館、更新館とも増加しております。

当社第30期の業績は、売上高324億40百万円余(前期比102.9%)、経常利益14億20百万円余(前期比99.8%)となり、増収減益でありました。分野別では、図書資料等の売上高は停滞したものの、図書館業務の受託事業(図書館サポート事業)及びオンライン書店ピーケーワン事業の売上高が増加いたしました。

図書館サポート事業

図書売上高の減少を補ったのは図書館運営受託業務・指定管理者等の図書館サポート事業によるところであります。当社が指定管理者制度によって運営する図書館数は現在38自治体86館となり、これは全国の指定管理者制度での運営図書館の40%になります。本事業の当期売上高は52億73百万円(前期比150.6%)、事業利益は改善傾向にあります。利益率はまだ目標に達することができませんでした。本事業の業務の一層のサービス拡大と効率化を図るために、さまざまな施策を行っておりますが、最も重点を置いているのが、図書館業務管理者や2,300名を超えるスタッフに対する教育・研修と情報共有です。従来からのものに加え、親会社である大日本印刷株式会社の協力を得ながら、ネットワークによるeラーニングシステムとグループウェアをスタートさせました。今後、図書館サービスの一層のレベルアップを計画するとともに丸善株式会社との協業の一環として研修メニューの共通化を進めております。

オンライン書店ビーケーワン事業

当事業の売上高は堅調に伸びておりますが、遺憾ながら事業開始以来赤字から脱却できず黒字化にはもう暫く時間を要するものと思われま。このため当期末において未償却のシステム資産の減損処理を実施いたしました。これにより当事業は今期には黒字に転換できるものと期待しております。新サービスとして、テレビで紹介された本の情報を閲覧できる「テレビ紹介情報」や書籍の著者同士をつなげて地図のように一覧表示する「作家マップ」などを公開し、TRCMARCを活用した他社サイトとの差別化をはかりたいと考えております。

TRCMARC

当期末時点でのTRCMARCの採用館は総計15,307館ですが、館種別では公共図書館3,020館（35館増）大学図書館43館（2館減）学校図書館4,634館（886館増）国立情報学研究所経由利用館1,224館（23館増）であります。

また、上記と一部重複しますがTRCD利用館は1,112館（113館減）TOOLi利用2,022館（5館減）TOOLi-S利用3,252校（801校増）であります。TRCDとTOOLiの減少は使用料徴収を厳格化し無料利用館を削減したことによるものであります。

また平成21年3月からは民放TVキー局5社の図書紹介情報をTOOLi及びオンライン書店ビーケーワンで提供開始いたしました。昨年開始いたしました雑誌記事データは3,364誌まで広がりました。この2つは読者サービスの向上につながりTRCMARCの付加価値を高めるものと考えています。

今期のテーマと目標

売上高、営業利益の伸びを考えますと、図書販売だけでなく図書館サポート事業へも業態を拡げることが当社第31期の最大のテーマであります。

当社は、創業以来一貫して図書館の業務を効率化する材料と道具を提供してきましたが、図書館の現場において自身の材料と道具を使いこなし、利用者サービスに活用しつくすことによって、数々の新たなサービスを生み出す局面がやってきたと考えます。本年9月には新座市野火止の新物流工場が稼働いたしますが、200万冊の在庫と分散していた装備工場を集中化させ、図書装備のスピードと品質向上をはかることも、さらに大きく図書館現場を助けることとなります。

今期業績目標は、国、自治体等の予算の執行など不確定な要素もありますが、売上高は360億円、経常利益は18億円を目指し、図書館利用者へのサービスレベルの向上をはかりつつ出版界の発展に貢献したいと存じます。

株主の皆様にはさらなるご理解とご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		
科 目	金 額	
I 流 動 資 産		
1 現 金 預 金	5,689,663,929	
2 受 取 手 形	34,547,194	
3 売 掛 金	5,671,342,725	
4 未 収 金	418,859,037	
5 有 価 証 券	8,695,008	
6 商 品	2,504,462,186	
7 仕 掛 品	18,257,992	
8 貯 蔵 品	157,657,858	
9 短 期 貸 付 金	78,425,907	
10 関 係 会 社 貸 付 金	172,669,313	
11 繰 延 税 金 資 産	304,533,583	
12 前 払 費 用	21,298,746	
13 立 替 金	16,902,484	
14 そ の 他 の 流 動 資 産	2,916,743	
15 貸 倒 引 当 金	△96,140,227	
流 動 資 産 合 計		15,004,092,478

(単位：円)

科 目	金 額	
II 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
1 建 物	1,847,144,310	
2 建 物 付 属 設 備	949,914,155	
3 構 築 物	74,159,386	
4 車 両 運 搬 具	583,292	
5 器 具 備 品	53,645,730	
6 土 地	3,817,111,473	
7 リ ー ス 資 産	136,973,590	
有 形 固 定 資 産 合 計	(6,879,531,936)	
(2) 無 形 固 定 資 産		
1 ソ フ ト ウ ェ ア	111,183,345	
2 リ ー ス 資 産	111,211,940	
3 電 話 加 入 権	6,806,348	
無 形 固 定 資 産 合 計	(229,201,633)	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産		
1 関 係 会 社 株 式	1,118,080,000	
2 投 資 有 価 証 券	59,391,000	
3 長 期 貸 付 金	653,513,726	
4 差 入 保 証 金	199,989,167	
5 保 険 積 立 金	114,301,157	
6 出 資 金	112,500	
7 繰 延 税 金 資 産	492,192,990	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	(2,637,580,540)	
固 定 資 産 合 計		9,746,314,109
資 産 合 計		24,750,406,587

(単位：円)

負債の部		
科目	金額	
I 流動負債		
1 買掛金	5,864,118,525	
2 1年内返済長期借入金	200,000,000	
3 未払金	1,162,391,384	
4 未払費用	87,771,908	
5 未払法人税等	268,567,326	
6 短期リース債務	98,948,568	
7 賞与引当金	79,829,750	
8 ポイントサービス引当金	63,432,480	
9 製品保証等引当金	122,400,000	
10 その他の流動負債	189,848,053	
流動負債合計		8,137,307,994
II 固定負債		
1 長期借入金	200,000,000	
2 関係会社長期借入金	231,745,214	
3 長期リース債務	273,658,694	
4 退職給付引当金	815,162,263	
5 役員退職慰労引当金	170,284,250	
6 預り保証金	4,000,000	
固定負債合計		1,694,850,421
負債合計		9,832,158,415
純資産の部		
I 株主資本		
1 資本金	266,050,000	
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金	1,073,416,467	
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金	66,512,500	
(2) その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	72,112,459	
別途積立金	12,800,000,000	
繰越利益剰余金	640,156,746	
純資産合計		14,918,248,172
負債及び純資産合計		24,750,406,587

損益計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		
図書・装備売上高	30,131,655,533	
データ売上高	2,308,986,877	32,440,642,410
売 上 原 価		
図書・装備原価	24,771,575,261	
データ製造原価	999,956,855	25,771,532,116
売 上 総 利 益		6,669,110,294
販売費及び一般管理費		5,277,218,922
営 業 利 益		1,391,891,372
営業外収益		
受取利息配当金	22,379,517	
雑 収 入	19,612,869	41,992,386
営業外費用		
支 払 利 息	9,329,292	
雑 損 失	3,750,000	13,079,292
経 常 利 益		1,420,804,466
特別利益		
製品保証引当金戻入	600,000	
貸倒引当金戻入	5,582,808	6,182,808
特別損失		
固定資産除却損	10,580,255	
退職給付制度移行差損	144,229,293	
減 損 損 失	331,694,953	
その他の特別損失	56,331,011	542,835,512
税引前当期純利益		884,151,762
法人税、住民税 及び事業税	558,812,254	
法人税等調整額	△177,890,317	380,921,937
当 期 純 利 益		503,229,825

株主資本等変動計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日

(単位：円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				固定資産圧縮積立金	別途積立金
平成20年 3月 31日残高	266,050,000	1,073,416,467	66,512,500	74,337,997	12,100,000,000
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
固定資産圧縮積立金取崩				△2,225,538	
別 途 積 立 金 積 立					700,000,000
当 期 純 利 益					
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	△2,225,538	700,000,000
平成21年 3月 31日残高	266,050,000	1,073,416,467	66,512,500	72,112,459	12,800,000,000

	株 主 資 本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成20年 3月 31日残高	914,516,533	13,155,367,030	14,494,833,497	14,494,833,497
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△79,815,150	△79,815,150	△79,815,150	△79,815,150
固定資産圧縮積立金取崩	2,225,538	0	0	0
別 途 積 立 金 積 立	△700,000,000	0	0	0
当 期 純 利 益	503,229,825	503,229,825	503,229,825	503,229,825
当 期 変 動 額 合 計	△274,359,787	423,414,675	423,414,675	423,414,675
平成21年 3月 31日残高	640,156,746	13,578,781,705	14,918,248,172	14,918,248,172

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

イ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商 品 売価還元法による原価法

イ. 貯蔵品 個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	主として38年
建物附属設備	主として15年
器具備品	主として5年

イ. 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

ウ. 製品保証等損失引当金

製品の無償保証に係るアフターサービス費用の支出等に備えるため、アフターサービス費用の見積額を計上しております。

エ. ポイントサービス引当金

得意先への販売時に、得意先に付与した、販売代金の一部に充当可能なポイントについて、期末現在のポイント数を金額に換算し、その全額を計上しております。

オ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生している額を計上しております。

カ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末の要支給額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度のリース資産が有形固定資産及び無形固定資産に248,185千円計上されております。

この変更に伴う損益への影響はありません。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,107,683,954円

3. 株主資本等変動損益計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 532,101株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
該当なし
- (3) 配当に関する事項
ア. 配当金支払額

決議	配当金の総額
平成20年6月24日 定時株主総会	79,815千円

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

基準日	効力発生日	配当金の総額
平成21年3月31日	平成21年6月24日	79,815千円

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 28,036円49銭
- (2) 1株当たり当期純利益 945円74銭

監査役の監査報告書 謄本

平成21年6月8日

監 査 報 告 書

株式会社 図書館流通センター
代表取締役社長 谷一文字殿

常勤監査役 栗 林 忠 道 ㊞
監 査 役 佐 藤 隆 信 ㊞
監 査 役 今 村 正 樹 ㊞

私たち監査役は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及び附属明細書を検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案「株式移転による完全親会社設立の件」が承認可決され、かつ普通株主様による種類株主総会において議案「株式移転による完全親会社設立の件」が承認可決されますと、平成22年2月1日（予定）をもって株式移転が行われ、当社の株主様は株式移転設立完全親会社である「CHIグループ株式会社」1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第15条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案が承認されること、普通株主様による種類株主総会において議案「株式移転による完全親会社設立の件」が承認可決されること、平成22年1月31日の前日までに第1号議案及び普通株主様による種類株主総会における議案において承認いただきました株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、その効力を生ずるものであります。

- (2) 当社発行の第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式、第1回H種優先株式は、いずれも消却済みであることから、現行定款第6条の該当部分及び第12条の5ないし第12条の8を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は3億株とし、当社の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式、第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式、第1回H種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、299,900,000株、11,120株、11,120株、11,120株、11,120株、7,410株、7,410株、7,410株、7,410株とする。</p> <p>第7条～第12条の4(条文省略)</p> <p>第12条の5 当社の発行する第1回E種優先株式の内容は、次の通りとする。</p> <p>1. 第1回E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。</p> <p>2. 第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項の規定は、第1回E種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回E種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回E種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回E種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回E種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成19年以降」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は3億株とし、当社の普通株式、第1回A種優先株式、第1回B種優先株式、第1回C種優先株式、第1回D種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、299,900,000株、11,120株、11,120株、11,120株、11,120株とする。</p> <p>第7条～第12条の4(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の6 当会社の発行する第1回F種優先株式の内容については、第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項並びに第12条の5第1項の規定を準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回F種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回F種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回F種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回F種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成20年以降」と読み替えるものとする。</p>	(削 除)
<p>第12条の7 当会社の発行する第1回G種優先株式の内容については、第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項並びに第12条の5第1項の規定を準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回G種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回G種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回G種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回G種優先配当」と、「平成22年以降」とあるのは「平成21年以降」と読み替えるものとする。</p>	(削 除)
<p>第12条の8 当会社の発行する第1回H種優先株式の内容については、第12条第1項、第2項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第9項並びに第12条の5第1項の規定を準用する。この場合において、「第1回A種優先株式」とあるのは「第1回H種優先株式」と、「第1回A種優先株主」とあるのは「第1回H種優先株主」と、「第1回A種登録株式質権者」とあるのは「第1回H種登録株式質権者」と、「第1回A種優先配当」とあるのは「第1回H種優先配当」と読み替えるものとする。</p>	(削 除)
<p>第12条の9 (条文省略)</p>	第12条の5 (現行どおり)
<p>第13条 (条文省略)</p>	第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p><u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</u></p> <p>第15条～第41条（条文省略）</p> <p>附則第1条～第2条（条文省略）</p>	<p>(削 除)</p> <p>第14条～第40条（現行どおり）</p> <p>附則第1条～第2条（現行どおり）</p>

以 上

【普通株主様による種類株主総会】

種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 株式移転による完全親会社設立の件

株式移転を行う理由及び株式移転の内容につきましては、株主総会参考書類の3頁から38頁に記載の内容と同一であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号 住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3階ホール



地下鉄東京メトロ半蔵門線／
都営地下鉄新宿線
地下鉄東京メトロ東西線

九段下駅 5番出口より徒歩5分
九段下駅 7番出口より徒歩3分



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。